

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道 9 号改築工事（東伯・中山道路・鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢字東松山内から同県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日  
平成 18 年 10 月 19 日
- 4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
東伯郡 琴浦町 大字赤碕字地蔵面頭	1822-1	雑種地	宅地	0.48	153.36	53.63	前田二千三	東伯郡 琴浦町 大字赤碕1823-8	米子信用金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原二丁目5-1  鳥取市 永楽温泉町 171
東伯郡 琴浦町 大字赤碕字地蔵面頭	1822-1	雑種地	道路	0.48	153.36	99.73	前田二千三	東伯郡 琴浦町 大字赤碕1823-8	米子信用金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原二丁目5-1  鳥取市 永楽温泉町 171

東伯郡 琴浦町 大字赤 碕字地 蔵面頭	1823- 3	雑種地	宅地	1175	1370.79	53.69	前田二千 三	東伯郡 琴浦町 大字赤 碕1823 -8	米子信用 金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原 二丁目 5-1  鳥取市 永楽温 泉町 171
東伯郡 琴浦町 大字赤 碕字地 蔵面頭	1823- 3	雑種地	畑	1175	1370.79	725.72	前田二千 三	東伯郡 琴浦町 大字赤 碕1823 -8	米子信用 金庫  株式会社 鳥取銀行	米子市 東福原 二丁目 5-1  鳥取市 永楽温 泉町 171